

平成23年4月2日

農林水産大臣  
鹿野 道彦 殿

東北地方太平洋沖地震災害  
に関する緊急要望書

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の極めて激しい揺れと、それに伴い発生した大津波により、沿岸部を中心に多くの市町村が壊滅的な被害を受け、想像を絶する多数の県民の尊い命が一瞬にして奪われるなど、地域社会の存亡の危機に瀕しており、しかも、いまだその全容が把握できない状況にあります。

特に、食料供給基地としての役割を担ってきた本県農林水産業分野においては、農地や農業生産施設、漁船や漁港、養殖施設はもとより、流通・加工などの関連産業に甚大な被害が発生し、農作業や操業の再開の目途が全く立たず、不安感でいっぱい状況にあります。

さらには、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が大気中に飛散し、本県農林水産業に与える影響が懸念されているところであります。

つきましては、一日も早い本県農林水産業の復旧・復興に向けて、下記のとおり特段の措置を講じられるよう強く要望いたします。

## 記

### 1 農林水産業全般に関する事項

- (1) 農林水産業に関する被害は、広域かつ甚大であり、調査には相当困難な状況が想定されることから、全面的な支援、協力を行うこと。
- (2) 迅速かつ適切に災害廃棄物の処理を行うため、今回の地震・津波により発生した災害廃棄物は、全て環境省所管の災害等廃棄物処理事業費補助金で一元的に処理できるようにすること。
- (3) 膨大な災害廃棄物が沿岸部で発生している状況に鑑み、海岸部の保安林への一時仮置きとともに、無害化等を行った上での処理を可能とすること。
- (4) 災害復旧事業については、これまでの制度の枠を超えて、個人や法人資産であっても対象とするなど、条件を大幅に

- 緩和するとともに、迅速かつ柔軟な対応を行うこと。
- (5) 甚大な被害が発生した海岸堤防施設（農地・漁港）については、国において災害復旧事業を実施すること。  
特に、壊滅的な状況にあり、排水作業が進まない仙台湾沿岸仙台南部から亘理・山元にかけての海岸においては、早期に着手すること。
- (6) 被災農林漁業者の経営再建を図るため、天災融資法に基づく融資制度を拡充すること。  
また、既往借入金の借換などの整理資金や復旧のための資金を創設すること。
- (7) 緊急雇用対策を実施するとともに、災害復旧事業を実施するにあたっては、地元雇用に配慮すること。
- (8) 農業協同組合や漁業協同組合が所有する施設は、地域社会を支えており、復旧に向けた支援について配慮すること。
- (9) 原子力発電所の事故に起因する風評被害等による生産物の価格低下などに対しては、国の責任で補償すること。

## 2 水産業に関する事項

- (1) 気仙沼、石巻、塩釜の3つの特定第3種漁港や女川など142漁港を抱え、漁業生産量が全国第2位という本県水産業が壊滅的な状況に陥ったことから、水産業の復興・再生に向けた財政的支援や金融支援を集中的に実施すること。
- (2) 特定第3種漁港や重要漁港については、国において災害復旧事業を実施するとともに、その他の漁港についても全面的に支援すること。
- (3) 養殖漁場や浅海域の海底には、津波災害によるがれきが大量に堆積していることから、廃棄物処理や海面、沿岸域の清掃について全面的に支援すること。  
また、早期再開に向けて漁場の環境調査を国で実施すること。
- (4) 漁船や養殖施設等の生産関連施設の再取得にあたり、リース方式の導入や事業主体の負担を軽減する助成・融資制度を創設するとともに、税制面の優遇措置を設けること。

- (5) 水産都市の復興を図るためには、水揚げの早期再開に加え、水産加工業や漁業資材・燃油等の漁業関連産業を一体的に復興させる必要があることから、共同組織と同様に個人や法人資産であっても支援の対象とすること。

### 3 農業に関する事項

- (1) 国が整備した農業水利施設などについては、国において災害復旧事業を実施すること。
- (2) 海水が浸水した農地の排水作業や塩害・油害対策について、全面的な支援を行うこと。
- (3) 災害により作付けができない水田の土地改良事業に係る農家償還金免除の措置を講じるとともに、土地改良区に対する金融支援を実施すること。
- (4) 農業法人や任意組合、認定農業者などが所有する施設についても、災害復旧事業の支援対象とすること。
- (5) 沿岸部の園芸地帯が、壊滅的被害を受けたことから、園芸団地の復旧・復興に向けて園芸作物生産施設を災害復旧事業の支援対象とすること。
- (6) 災害により今年の作付けが不能となった水田は、戸別所得補償制度の対象外となるので、作付けしたとみなし、転作などの取り扱いにより補償すること。
- (7) 県内乳業工場の操業停止に伴って、酪農家は原乳を廃棄処分していることから、原乳代金や飼養のための飼料代金を補償すること。

### 4 林業に関する事項

- (1) 本県は、全国有数の合板工場等をはじめとした木材産業が集積しており、甚大な被害が発生したことから、共同利用施設等と同様に個人や法人資産であっても支援の対象とすること。
- (2) 海岸部の保安林（飛砂防備・潮害防備）の復旧に係る新たな支援制度を創設すること。